平成２３年（フ）第２４４５号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目10番地　テルヌーラ高木Ⅱ201号
債務者　阿比留幸義
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５０号
福岡市博多区板付４丁目３番８号
債務者　飯束美彩代（旧姓原）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４５８号
福岡県福津市花見が浜２丁目７番30号ファインコーポ汐井102号
債務者　河内　卓治
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４７１号
福岡市博多区那珂４丁目25番１―106号
債務者　岩本　　緑（旧姓梅野）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５１１号
福岡市中央区白金１丁目３番８―701号
債務者　田副　　格
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０３５号
仙台市青葉区八幡２丁目３番７号　カーサ八幡105
債務者　菅原　尚子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７３号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目26番８号
債務者　宮本　康治
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１４号
仙台市青葉区下愛子字町20番地の１　コーポ信濃202
債務者　鈴木　孝子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５８号
茨城県小美玉市堅倉1549番地14　グリーンタウン美野里Ｇ号
債務者　鈴木　　太（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５５９号
茨城県小美玉市堅倉1549番地14　グリーンタウン美野里Ｇ号
債務者　鈴木美津江
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９３号
茨城県水戸市元吉田町1244番地　ピープルハイツ１号館107号
債務者　長峰　正美
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１１号
京都府向日市森本町四ノ坪35番地
債務者　井上　貴裕
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９７号
京都市右京区西京極新明町３番地　ネットワークジャパンⅡ408
債務者　三谷　一博
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０４号
京都市山科区栗栖野中臣町10番地１　勧修寺北団地２棟302号
債務者　大山こと　趙　　真樹
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８３号
兵庫県加古川市別府町西町31番地　フェリーチェ２番館206号、従前の住所兵庫県加古川市別府町別府1001番地の２　カサ・デ・フローレス503号
債務者　野村　洋平
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５２４号
奈良県天理市嘉幡町502番地10
債務者　吉永　和世
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３４号
奈良県桜井市大字戒重349番地の１　グランドール戒重501
債務者　岩田　　静（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１８０号
広島県東広島市安芸津町風早1222番地11
債務者　小早川容子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで　広島地方裁判所民事第４部